

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 第2次計画の趣旨

「大月市第6次総合計画後期基本計画（平成24年2月策定）」では、環境保全関連の基本目標のひとつである「大月市の良さを生かすまち」の個別目標として、「土地利用計画を計画的に進める」「自然と共生するまちをつくる」「環境に配慮したまちづくりを進める」などを定め、大月市の望ましい環境像の実現を目指す施策が示されています。第6次総合計画後期基本計画では基本目標と個別目標を次のように定めています。

大月市の良さを生かすまち

本市の良さととは、自然であり、人材であり、交通の要衝としての地の利であるとともに、地勢的な要因により永年培われてきた地域固有の歴史や文化です。市民の多くはこれらを自覚し、大切だという共通の認識を持っていますが、市全体の視点からは、必ずしも積極的には活かされていない状況です。

これからは、それぞれの地域の誇り・良さを高めることで、地域の主体性が「大月らしさ」となり、「大月」としてのブランドイメージを創り上げ、高め、広めることによって、市民が誇れる特長のあるまちづくりを目指します。

特に、秀麗富嶽十二景や猿橋に代表される自然環境は、地域の特色ある資源として積極的に活用するとともに、未来に残し次代へと引き継いでいくため全市民をあげてその保全に努めます。

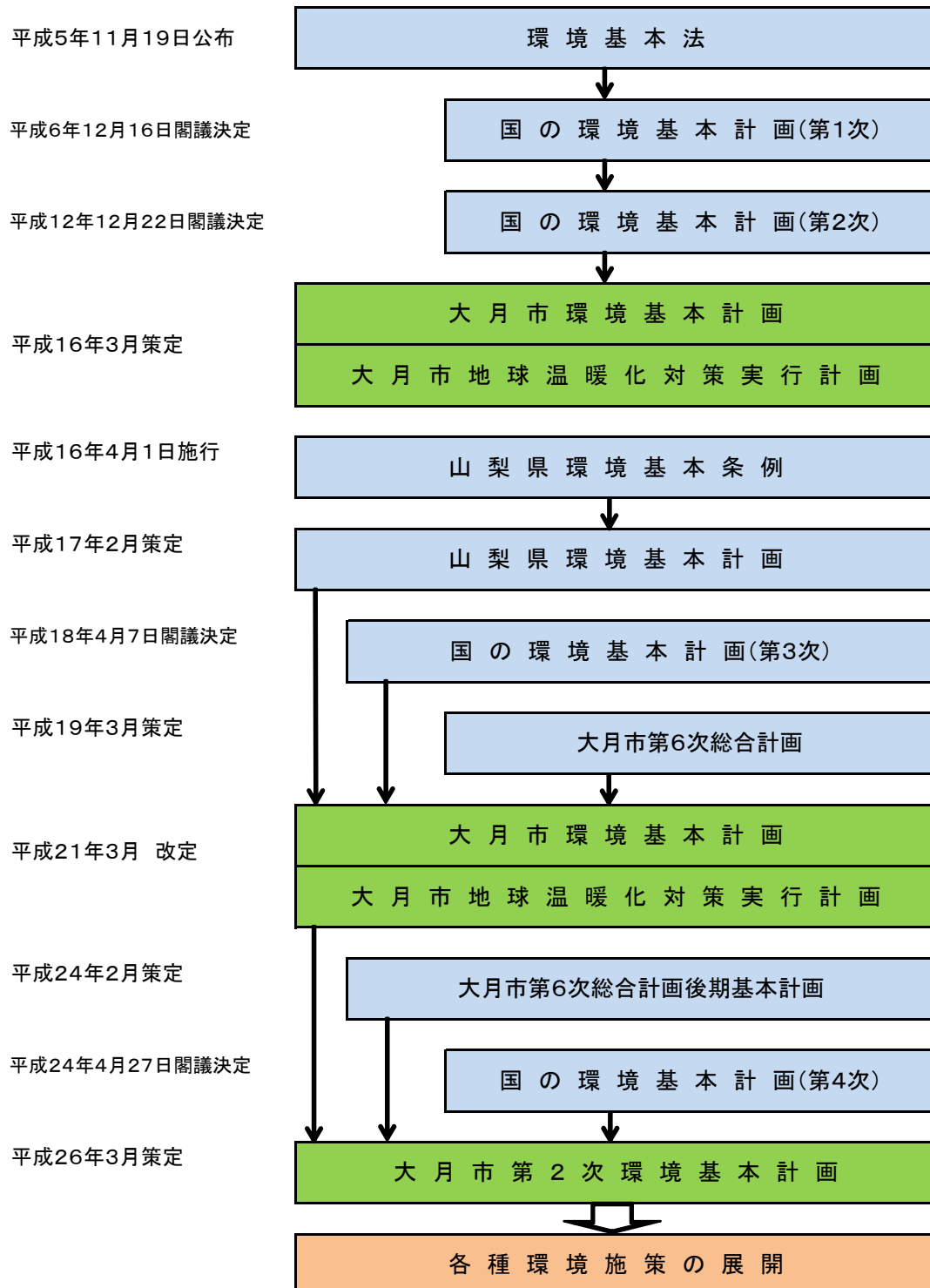
個別目標

- ・土地利用を計画的に進める
- ・自然と共生するまちをつくる
- ・環境に配慮したまちづくりを進める
- ・大月ブランドによる来てみたいくなるまちづくりを行う
- ・地域の伝統・文化の継承を積極的に行う
- ・落ち着きを感じる景観保全・整備を進める
- ・便利な立地を活かしたまちづくりを進める

平成25年度は平成16年3月に策定した「大月市環境基本計画」の最終年度であり、計画目標達成状況を分析し、「大月市第6次総合計画後期基本計画」と整合を図りながら、平成26年度を初年度とする第2次環境基本計画を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

大月市環境基本計画は、国の環境基本法・環境基本計画や県の環境基本条例・環境基本計画などと整合を図りながら、大月市総合計画に沿った大月市の望ましい環境像の実現を目指す総合的な計画です。



1-3 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする10カ年計画です。

市の総合計画との調整、各環境指標と目標値に対する実績等を分析したうえで策定しました。

なお、計画期間中において、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正など大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象区域

この計画は、大月市の全域を対象としています。

また、市だけでは解決できない広域的課題・地球環境問題などについては、関係市町村・県などと連携・協力して対応することとします。

1-5 対象とする環境の範囲

この計画では、次のような環境の分野を対象としています。

- ①自然環境・・・自然環境の保全・活用及び自然とのふれあいに関すること
- ②生活環境・・・大気や水環境の改善、化学物質による汚染防止、ごみや廃棄物の処理などに関すること
- ③快適環境・・・歴史文化資源の保全・活用及びまちの魅力づくりなどに関すること
- ④地球環境問題・・・地球環境の保全に関すること
- ⑤環境保全に関する行動・・・環境保全に向けた市民・事業者・市等の行動に関すること